

(様式第4号)

## 発 生 土 証 明 書

年 月 日

茨城県知事 殿

工事元請業者

住所

氏名 (名称)

印

(TEL)

下記工事から発生する土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

### 記

1. 工事場所
2. 工事名
3. 工事期間 年 月 日～ 年 月 日
4. 発生土量  $m^3$
5. 土砂の区分
6. 工事発注者 TEL
7. 土砂の運搬契約者 TEL
8. 土砂の最終処分事業者 TEL

備考 土砂の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を記載すること。

(様式第4号の2)

年 月 日

(農地改良協議者)

殿

搬出土砂所有者又は建設工事元請業者

住所

氏名 (名称)

印

(TEL)

## 土 砂 搬 出 同 意 書

下記土砂の搬出について同意いたします。

### 記

1. 所在地
  2. 地目
  3. 搬出量 立方メートル
- ※以下は建設発生土の場合に記入すること
4. 工事名称
  5. 工事期間
  6. 総発生土量 立方メートル
  7. 建設発生土の場合の区分  
(下記参照)
  8. 工事発注者

備考 建設発生土の場合の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の区分を記載すること。

(参考)

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)

別表第1

第1種建設発生土(砂、礫(れき)及びこれらに準ずるものをいう。)

第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)

第3種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)